	統括安全衛生責任者	元方安全衛生管理者	店社安全衛生管理者	安全衛生責任者
選任業種又は対象者	元方事業者のうち、建設業又は造船業を行うもの（特定元方事業者という）	統括安全衛生責任者を選任した事業者で、建設業を行うもの	元方事業者のうち、建設業	統括安全衛生責任者を選任すべき場合で、統括安全衛生責任者を選任すべき事業者以外の請負人で、当該仕事を自ら行うもの
選任規模	① ずい道等の建設の仕事、橋梁の建設の仕事（省令で定める場所において行われるものに限る）、圧気工法による作業を行う仕事 → 常時 30人以上 ② ①に掲げる仕事以外の仕事を行う建設業、造船業 → 常時 50人以上	－	① ずい道等の建設の仕事、橋梁の建設の仕事（省令で定める場所において行われるものに限る）、圧気工法による作業を行う仕事 → 常時 20人以上30人未満 ②主要構造部が鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造である建築物の建設の仕事 → 常時 20人以上50人未満	－
報告・通報	作業の開始後、遅滞なく、所轄労働基準監督署長へ報告			遅滞なく、特定元方事業者へ通報
周知義務	－			
巡視義務	○ （統括管理）	－	○ （少なくとも毎月1回）	－
専属	－	○	－	－
専任	－			
代理者の選任	○	○	○	○
行政介入	都道府県労働局長の勧告	労働基準監督署長の増員・解任命令	－	－
資格	統括管理する者 （資格・経験は不要）	次のいずれかの者 ①大学又は高専理科系統を卒業等＋3年以上実務経験 ②高校又は中学理科系統を卒業等＋5年以上実務経験 ③その他大臣が定める者	次のいずれかの者 ①大学又は高専を卒業等＋3年以上実務経験 ②高校又は中学を卒業等＋5年以上実務経験 ③8年以上の実務経験 ④その他大臣が定める者	なし
職務	①元方安全衛生管理者の指揮 ②次の事項（特定元方事業者の講ずべき措置）を統括管理 ・協議組織の設置及び運営を行うこと ・作業間の連絡及び調整を行うこと ・作業場所を巡視すること ・関係請負人が行う労働者の安全又は衛生のための教育に対する指導及び援助を行うこと ・そのほか、当該労働災害を防止するため必要な事項　等	統括安全衛生責任者が統括管理する業務のうち技術的事項を管理 ※事業者は、元方安全衛生管理者に対し、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため必要な措置をなし得る権限を与えなければならない	①請負契約に係る仕事場において、特定元方事業者の講ずべき措置を担当する者に対する指導 ②少なくとも毎月1回労働者が作業を行う場所を巡視すること ③労働者の作業の種類その他作業の実施の状況を把握すること ④協議組織の会議に随時参加すること　等	①統括安全衛生責任者との連絡 ②統括安全衛生責任者から連絡を受けた事項の関係者への連絡 ③②の統括安全衛生責任者からの連絡に係る事項のうち当該請負人に係るものの実施についての管理 ④当該請負人の労働者の行う作業及び当該労働者以外の者の行う作業によって生ずる労働災害に係る危険の有無の確認 ⑤当該請負人がその仕事の一部を他の請負人に請け負わせている場合における当該他の請負人の安全衛生責任者との作業間の連絡及び調整　等

SAMPLE